

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規則第4号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第21条第2項中「前項第11号」を「前項第5号の2及び第11号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。